

新たな過疎対策法の制定に関する要望

過疎対策については、昭和45年の「過疎地域対策緊急措置法」制定を皮切りに、4次40年にわたる特別措置法のもと、総合的な過疎対策事業の実施により、生活環境の整備や産業の振興など一定の成果を上げたところである。

しかしながら、厳しい地理的・地形的条件に加え、著しい人口減少と高齢化による地域活力の衰退や公共施設等の整備水準の格差、さらには路線バスなど公共交通機関の廃止、医師の不足、耕作放棄地の増加、森林の荒廃など生活・生産基盤の弱体化が進むなかで、多くの集落が消滅の危機に瀕するなど、過疎地域は極めて深刻な状況に直面し、今後とも解決すべき課題が多く残されている。

過疎地域は、我が国の豊かな自然や歴史・文化を多く有する地域であるとともに、都市に対する食料・水資源の供給、自然環境の保全といやしの場の提供、森林による地球温暖化の防止など多面的・公益的機能を担っており、国民共有の財産として未来の世代に引き継がなければならない。

このような中、現行の「過疎地域自立促進特別措置法」が平成22年3月末をもって失効することとなるが、過疎地域が果たしている多面的・公益的機能を今後とも維持し、そこに暮らす人々のみならず、都市をも含めた国民全体の安心・安全な暮らしを支えるため、引き続き、総合的な過疎対策に取り組む必要がある。

総務大臣は10月23日に地方6団体の代表に対し、期限切れとなる現行過疎法を数年間延長し、その間に抜本改正に向けた議論を進めることを表明されたところである。

については、過疎対策の重要性に鑑み、議員立法である現行法の延長について政府として明確な方針を早期に明らかにするとともに、地域の実情や意見を踏まえた過疎地域に対する支援策の構築を進めることを強く要望する。